

報道関係者 各位

令和 8 年 7 月 1 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部健康安全課
課 長 田川 健志
産業安全専門官 千葉 知幸
(電話)018-862-6683

令和7年の労働災害発生件数が確定しました

～休業4日以上¹の死傷者は前年より44人増加～

(職場における新型コロナウイルス感染症を除く)

秋田労働局(局長 千葉裕子)では、令和7年の労働災害発生状況をまとめました。概要は次のとおりです。

(概要)

1 死傷者は増加

年別 主要業種別	令和6年		令和7年		前年増減 件数
	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	
全産業	9	1,064	13	1,108	44
製造業	2	191	1	185	-6
建設業	6	177	5	197	20
運輸交通業	0	93	3	93	0
林業	0	31	1	26	-5
商業	0	204	2	194	-10
保健衛生業	0	161	0	173	12

- 死傷者は全産業で1,108人と前年に比べ44人増加しました。《資料1》
- 主要業種の発生状況をみると、多い順に建設業197人、商業194人、製造業185人、保健衛生業173人などであり、建設業及び保健衛生業を除いた主要業種は前年比で負傷者数が減少しました。《資料2》《資料3》
- 主な事故の型は
 - ① 冬季の凍結路面等での転倒を含む転倒災害 354人(前年比36人増)
 - ② 屋根や脚立等からの墜落・転落災害 197人(前年比増減なし)
 - ③ 腰痛等を含む動作の反動・無理な動作による災害 135人(前年比5人増)
 - ④ 機械などへのはさまれ・巻き込まれ災害 85人(前年比13人減)であり、この順位は前年と変わりません。《資料4》

2 死亡者は13人

- 死亡者(死傷者の内数。以下同じ。)は13人で、昨年に比べ4人増加となりま

した。

- 業種別では建設業が5人、運輸交通業が3人、商業が2人、製造業、林業及びその他の事業でそれぞれ1人となっています。
- 死亡者の事故の型別では
 - ① 高所からの「墜落・転落」と「交通事故」がともに3人
 - ② 「有害物との接触」及び「おぼれ」がともに2人などとなっています。《資料5》

3 転倒や腰痛など労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 令和7年の転倒災害による死傷者は354人となり、前年に発生した318人に比べると36人増加しました。《資料4》
- 転倒災害が増加した理由としては、例年1月及び2月に多発する冬季における転倒災害の発生が令和6年は少なかったことがあげられます。《資料6-1》
- 腰痛などの「動作の反動・無理な動作による災害」は近年は130人前後で高止まりしています。《資料4》
- 秋田労働局では令和4年度から小売業と社会福祉施設の県内リーディングカンパニーや関係団体で構成される「秋田県+Safe（プラスセーフ）協議会」を設置し、その活動等を通じて、県内企業における転倒や腰痛等の労働災害防止の機運を醸成する取組を行っています。《資料7-1、7-2》

4 令和8年度の秋田労働局における労働災害防止の取組

- 秋田労働局では近年増加傾向にある労働災害に歯止めをかけるべく「第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）」を策定し、令和5年度から5か年計画で推進しています。

14次防では重篤な災害が多く発生している製造業や建設業、陸上貨物運送業及び林業など業種別に、また、転倒災害や腰痛など労働者の作業行動に起因する労働災害や高齢労働者の労働災害防止などの対策別に、企業の実績を定めたアウトプット指標と、アウトプット指標の達成によって期待される事項を示したアウトカム指標を設定して目標達成に向けた取組を実施しています。《資料8》

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（以下「改正安衛法等」という。）が令和7年5月14日に公布され、段階的に施行されています。

また、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部も改正され、職場における治療と就業の両立支援の推進も努力義務として令和8年4月1日に施行されています。

改正安衛法等が段階的に施行されることや改正内容が多岐にわたり、これまでの法律の対象である労働者に加え、個人事業者等にも安全衛生対策の対応が求められることから、改正内容を周知するための説明会を開催しています。《資料9》

- 例年夏季を中心に熱中症による労働災害が多発していることから、昨年施行された改正労働安全衛生規則の内容を着実に実施し、熱中症の重篤化を防止するとともに、本年も実施する「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（実施期間：5月1日～9月30日、重点取組期間：7月1日～7月31日）の実施や令和8年3月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」で定める熱中症予防対策について周知します。《資料10-1、10-2》

※そのほか詳細については別紙のとおりです。

(以下、職場における新型コロナウイルス感染症を除く。)

1 労働災害発生状況（全体、業種別）

(1) 全業種合計<<資料1>>

令和7年の労働災害による死傷者は1,108人で、前年に比べ44人(4.1%)増加となりました。平成27年に過去最少となる935人を記録しましたが、その後、増加に転じ平成30年以降は、毎年1,000人を超える状況で推移しています。

一方、死亡者は13人であり、前年に比べ4人(44%)の増加となりました。

(2) 主要業種別の発生状況（過去10年間）<<資料2>>

建設業は200人前後で増減を繰り返し、令和7年は197人と主要業種では一番多く発生しています。

商業は平成30年以降200人前後で推移しており、令和7年は194人となりました。

製造業は令和元年以降200人前後で増減を繰り返し、令和7年は185人となりました。

保健衛生業は平成28年以降増加傾向であり、令和7年は173人となりました。

運輸交通業はおおむね100人前後で推移しており、令和7年は93人となりました。

林業は30人前後で推移しており、令和7年は26人となりました。

2 労働災害の類別（事故の型別、年齢別）

(1) 事故の型別分類<<資料4>>

労働災害の発生態様を事故の型別にみると、死傷者は「転倒」が354人(31.9%)と最も多く、次いで「墜落・転落」が197人(17.8%)、3番目が「動作の反動・無理な動作」の135人(12.2%)、4番目が「はさまれ・巻き込まれ」の85人(7.7%)、5番目が「切れ・こすれ」の67人(6.0%)となっています。

この5つの事故の型で全体の75.6%となっています。

○転倒災害<<資料6-1、6-2、11、12>>

業種別では商業が92人と最も多く、次いで保健衛生業が76人、その他の業種で60人、製造業が51人などとなっています。商業と保健衛生業で全体の47.5%となっています。

月別の発生状況をみると、1月及び2月で127人の発生で全体の35.9%となっており、事業場敷地内の屋外駐車場や通路などで積雪や凍結を原因として転倒災害が多くなっています。

男女別では女性の転倒災害が多く全体の65.5%となっています。

年齢別では、50歳以上の労働者が占める割合が76.0%となっています。

転倒により負傷した場合の休業日数については、30日以上休業した方が62.1%であり、平均休業日数は39.7日と転倒災害による負傷は長期化する傾向がみられます。

また、高年齢者の就労率が上がるのに比例して、高年齢者の身体機能の低下等による転倒災害が多くなっています。そのため冬季に限らず、商業や保健衛生業に従事する高年齢の女性労働者などを中心に、わずかな段差や何も無いところでつまずいたり、もつれたりして転倒し、骨折するケースが多くなっています。

また、高年齢者の労働災害を防止するため新たに公表された「高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）」の普及、床や通路のつまずき、滑り防止対策など設備の改善や腰痛防止のための外部専門家によるリスクアセスメントの実施に要する費用やリスクアセスメントの結果を踏まえた対策の実施に要する費用の一部を補

助する「エイジフレンドリー補助金」の活用を図っていくことにしています。

○墜落・転落災害<<資料6-2>>

墜落・転落による死傷者は197人で、このうち建設業によるものが74人と全体の37.6%となっています。なかでも建築工事業が建設業全体の60.8%を占めており、高所作業時における災害が多くなっていることから、引き続き、建設業における墜落・転落災害に係る労働災害防止対策の周知を図っていきます。

次に多く発生している業種は運輸交通業で27人と全体の13.7%。次いで商業が24人と全体の12.2%となっています。運輸交通業では貨物自動車の荷台や運転席から墜落・転落し、商業では脚立や階段からの墜落・転落したケースが多くなっています。

なお、建設業、運輸交通業及び商業で全体の63.5%を占めています。

○動作の反動・無理な動作による災害<<資料6-2>>

動作の反動・無理な動作による死傷者は135人で、商業と保健衛生業の労働災害が全体の46.7%を占めています。

内容は商業においては商品の運搬や品出し作業時など腰部に負担のかかる作業を行うことによる腰痛の発生が多く、社会福祉施設では利用者の介助や移乗の際に腕や腰を痛めるケースが多い状況となっています。

○はさまれ・巻き込まれ災害<<資料6-3>>

はさまれ・巻き込まれによる死傷者は85人であり、製造業と建設業の労働災害が全体の58.8%を占めています。

内容は動いている機械に手を巻き込まれる、機械を止めずに調整作業や修理を行うなどとなっています。

○切れ・こすれ災害<<資料6-3>>

切れ・こすれによる死傷者は67人であり、製造業と建設業の労働災害が全体の59.8%を占めています。

内容ははさまれ・巻き込まれ災害と同様に製造業と建設業とも、動いている機械の歯に触れてるなどとなっています。

(2) 年齢別発生状況<<資料6-3>>

死傷者を年齢構成別にみると、「60歳以上」が394人(35.6%)、「50~59歳」が275人(24.8%)、「40~49歳」が189人(17.1%)などとなっており、50歳以上の死傷者が669人であり、全体60.4%を占めています。

なお、70歳以上の死傷者は106人で、最高齢者は83歳でした。

近年は定年延長や人手不足を解消するため高年齢者の就労率の高まりを受け、労働者の高年齢化により、60歳以上の高年齢者による災害が増加する傾向にあります。

3 令和8年度の秋田労働局における労働災害防止の取組

○14次防の取組み<<資料8>>

計画最終年である令和9年(2027年)までにアウトプット指標・アウトカム指標の達成により、減少目標である「令和4年(2022年)と比較して死亡災害を5%以上減少」し、「死傷災害を2022年と比較して減少」させるためには、事業者が14次防の内容を十分理解して取り組むことが重要となることから、引き続き、

秋田労働局や県内の労働基準監督署(以下「監督署」という。)では説明会の機会などをとらえて周知を行うこととしています。

○転倒や腰痛災害等労働者の作業行動に起因する労働災害<<資料7-1、7-2、12>>

小売業や社会福祉施設の関係団体で構成される秋田県+Safe(プラスセーフ)協議会を開催し、転倒や腰痛等の労働災害防止等について周知を図ります。

また、秋田県+Safe(プラスセーフ)協議会で作成した県内事業者が実践している転

倒・腰痛を防ぐ取組事例集を活用し、同種災害の再発防止対策として指導周知を図ることとしています。

加えて、「転倒災害防止プロジェクトチーム」による転倒防止壁新聞や転倒災害防止ポスターの製作・配布により、啓発指導を行うこととしています。

さらに、高年齢者の労働災害防止（転倒及び腰痛予防並びにリスクアセスメントの実施及びリスクアセスメントに基づく措置の実施）についてあらゆる機会に周知することとしています。

○改正安衛法等<<資料9>>

改正安衛法等は、少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置を講ずることについて改正されました。

あわせて、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部も改正され、職場における治療と就業の両立支援の推進も努力義務として令和8年4月1日に施行されています。

先に記載したとおり、改正内容に係る説明会を開催し周知を図ります。

○主要業種

・建設業

秋田労働局では「全国安全週間」（7月1日～7月7日）や「建設現場年末無災害運動月間」（12月）に建設業労働災害防止協会秋田県支部と合同でパトロールを実施するほか、各監督署では、7月及び9月を「建設業における労働災害防止集中取組月間」とし、また、12月の「建設現場年末無災害運動月間」に木造家屋建築工事現場及び中小規模建設工事現場等に対して監督指導や個別指導等を実施することとしています。

加えて、秋田労働局と各監督署は建設工事関係者連絡会議を開催し、発注者や労働災害防止団体と安全衛生に配慮した適正な発注や安全衛生経費の確保等について、協議を行うこととしています。

・製造業

「はさまれ・巻き込まれ災害」や「切れ・こすれ災害」が全体の27.0%を占めていることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の遵守と、修理や掃除などの非定常作業も含めた機械のリスクアセスメントの徹底を図ることとしています。

・運輸交通業

労働災害防止のためには運送事業者だけでなく荷主の理解と協力が不可欠であることから、荷主となる業種が集まる説明会等の機会をとらえて、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、荷主による取組の必要性の説明と取組の促進を図ることとしています。

・林業

全国的な状況として、伐木作業中に発生した死亡災害の多くは「チェーンソーによる伐木作業等の安全に関するガイドライン」に基づく措置が実施されていない状況にあることから、作業員一人ひとりが確実に措置を実施するよう、周知及び指導することとしています。

なお、秋田労働局では「全国労働衛生週間」（10月1日～10月7日）に林業・木材製造業労働災害防止協会秋田県支部と合同でパトロールを行うこととしています。

【添付】

- 資料1 労働災害発生状況の推移
- 資料2 主要業種別発生状況（過去10年の推移）
- 資料3 令和7年労働災害発生状況（確定）
- 資料4 令和7年事故の型別労働災害発生状況等
- 資料5 令和7年死亡災害発生状況（確定）
- 資料6-1、2、3 事故の型・業種別労働災害発生状況等
- 資料7-1 秋田県小売業+Safe協議会設置要綱
- 資料7-2 秋田県介護施設+Safe協議会設置要綱
- 資料8 秋田労働局第14次労働災害防止計画
- 資料9 改正安衛法等セミナー開催案内
- 資料10-1 STOP！ 熱中症クールワークキャンペーン
- 資料10-2 職場における熱中症防止のためのガイドラインを参考に
- 資料11 高齢者の労働災害防止のための指針及び令和8年度エイジフレンドリー補助金のご案内
- 資料12 小売業・社会福祉施設の取組好事例集

